

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社田淵建築設計事務所  
代表者及び住所 和歌山県和歌山市築港4-2-1  
代表取締役 木田 耕藏
2. 指名停止措置期間 : 令和5年1月16日から令和5年4月15日まで(3ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 令和4年2月3日、株式会社田淵建築設計事務所の元代表取締役は、和歌山県海南市発注の市有建物の設計を巡り、贈賄の容疑で和歌山県警に逮捕された。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社田淵建築設計事務所の元代表取締役が贈賄の容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号イ(贈賄)に該当するため。  
従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(贈賄)

3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

イ 代表役員等

ロ 一般役員等

ハ 使用人

### ○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 山腰 祐司 (内線 2511)

建設専門官 濱口 哲至 (内線 2512)

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 小林電建株式会社  
代表者及び住所 和歌山県和歌山市出口中ノ丁18  
代表取締役 小林 逸平
2. 指名停止措置期間 : 令和5年1月16日から令和5年3月15日まで(2ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 小林電建株式会社の元取締役は、海南市発注の電気工事業務で有利な取り計らいを受けられるよう市の職員に現金を渡したとして、贈賄の罪に問われ、その刑が確定している。
5. 指名停止措置理由 : 小林電建株式会社の元取締役が、贈賄の罪に問われ、その刑が確定していることは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第3号口(贈賄)に該当するため。  
従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(贈賄)

3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

イ 代表役員等

ロ 一般役員等

ハ 使用人

### ○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 山腰 祐司 (内線 2511)

建設専門官 濱口 哲至 (内線 2512)